

有料職業紹介事業の弊社返戻金制度について

返戻金については、取引先の医療機関との間で個々に契約している。
標準的な契約は、下記のとおり。

弊社が医療機関に紹介した常勤医療従事者（非常勤勤務医療従事者は除く）が、入職後当該医療従事者本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、弊社は既に受け取った当該取引に関する紹介事業報酬金額を次の基準で当該医療機関に返還するものとする。

入職後 1 ヶ月未満の場合	上記紹介事業報酬金額の 100%
---------------	------------------

入職後 1 ヶ月以上、3 ヶ月未満の場合	上記紹介事業報酬金額の 50%
----------------------	-----------------
